814
10

觸留

七分冊ノ一

199

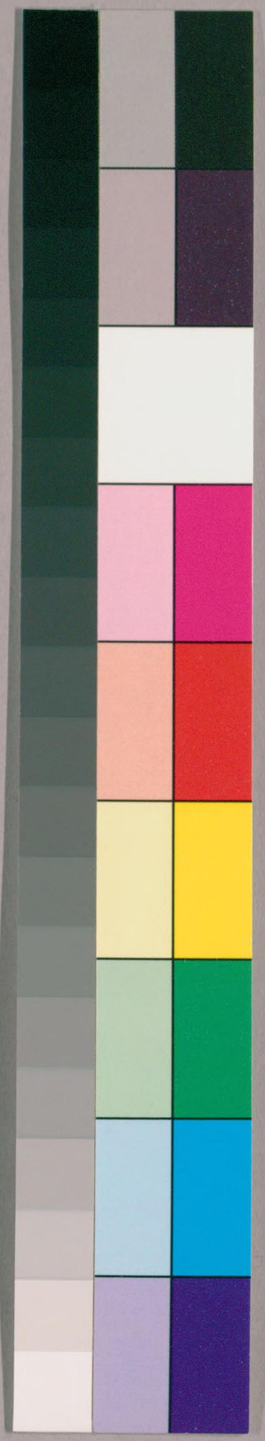

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

觸留

天保弘化
嘉永

六ノ百九十九
第九棚

814
69
10

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

東京都立図書館

旧幕引継書

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

天保十三寅年六月朔日鳥居甲斐守方ゟ中渡

市中取締掛

名主共

市中古金銀不持し者追々負教書出ハ付

吏ゟ引替し後中渡ハ上古金銀ハ見出ハ有

又ハ遠國ニ行ハ而ハ者古金銀請取ハ有

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

有之以來別段不及書出兼而出觸之通
金銀座并引替所ニ而出引替ハ相ニ為被若
隱し置追而相發ニ如ゐるゝハ嚴重ニ不及
沙汰間ニ有相知得名主支配限不洩候不
中通ハ
有之通ニ作渡事畏ハ為渡日仍如件

寅
六月朔日

其番組
本町江町目
名主
文左衛門 [illegible]
伴三郎
外拾九人

天保十三寅年十月廿日鳥居甲斐守方ニ而申渡

南小口
年番
花主

金銀貸借之儀ニ付尚九月相觸ル後容易ニ
出訴致ル儀ニ不相成儀与相知金子貸

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10
ガラス使用

出れとの危踏融通ふ宜由相変れ縦令古定為
利金より見返高利に当りは證文に有之はとも
及出訴は得ち今般相定は利分に引き
發変渡方中付は當金主ゟ御無危踏
貸出は根名主支配限能く下申諭

寅十月廿一日

天保十三寅八年十月廿一日鳥居甲斐守ゟ可ニ為申渡

市中名締越

名主ゟ

市中場末町々髪結床之門客迄合は前ゟ
下利之唱妻之手傳為渡は年百之録には女ゟ
相應之手業も可有之如右様之手助之為渡

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

天保十三寅年八月三日水野越前守殿出渡

町奉行

諸問屋組合仲間本堅停止之旨四冬中渡

是得共未町中未々不相知得者も有之也

商賣之内下並々賣買いたしの事

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

下村氏

天保十二寅年二月廿日 小野雄右衛門 出府

覚

一 病気 科理茶屋 小菜屋 清兵衛世話いたす
一 召連 女中 松恵 女中 清 女中 きく
一 途中 宿々 相応之休泊 仕候事
一 御関所 御番所 無滞 相通候様 御添状 被下置候事
一 御関所 御番所 江 差出候 御鑑札 書面之通 相違無之候
一 御関所 御番所 江 差出候 御手形 書面之通 相違無之候
一 御関所 御番所 江 差出候 御添状

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

番外

新吉原所

[illegible]

名主共

右ハ是迄両法役所并宇左補近辺ハ火之旨
法用書物為持退髪結人足弦付ハ名都し申
様立ハ後法者迄ハ成ハ二付弦付者急ハ以来
出火し前此ハ平日病事又ハ差支し仰
法用名役ハ代し者ハ四附中付ハ当五匹役所并
宇左衛門ハ弦付ハ信可致也人数ハ候ハ
并宇定メ並差支無し信中合権威ヶ当番役
無し信可致

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

法名
十右馬

世年の夜俗傳語負詩し以上年而を圖寫問屋を唱
陸寫荷物一年に引請傳寫擬立相殘り以寫類を
問寫屋左に賣捌右利潤を以日用此日所有
傳寫納來以知問屋組合仲間を唱以後停止に

仰出以上年以來陸寫荷物之内雖萑之分を一年に引
文納方詩し其余之寫類を世者左右所出以傳寫左
往來燒市札を同苗に問寫屋左諸荷物賞音
手捷不相成相賣賞詩し且陸寫頭寫之後
二年而を先年分詩之觸中渡並超遠失此之相
相守者傳寫要求之外並引請相成以上年而を

助成蒙ニも可相成事以後羽数之義金壱両ニ付
荏武百羽納之積り相心得御奮勇先ニ外
捉飼人足貸ホ是迄之通洋備地之地代店
貸之事而相猶不足之分ニ壱ヶ年限り勘定書
右出奮通路口中立請書口頭可致
但類燒ニ外洋備令年賦納之義ニ是迄

之通相心得納方可致

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

同
[illegible]
[illegible]
[illegible]

天保十三寅年六月廿八日水野越前守殿御渡

覺

演出座并大川筋

御成之節出名締之者永并人大力永并方

之後以来川永役ゟ役永為差出ハ横尤海面并

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

安計町家主
半兵衛

二十二万九千俵出堀浮荷渡交貢人九十八人之内
武拾人餘ハ出堀門ニ而渡世被請入用之後ハ
無解ニ而見出来ハ和都ニ而問屋組合仲間
停止ニ而作出ハ付ニ而ハ以来人数之無定量之者ハ
勝手次第加入致し是迄之通出堀門浮荷
渡ハ右一の致

大国主稽正辰日中上ニ之上下ニ保十三年八月廿七日
中渡

本小田原町壹丁目七郎兵衛店
伊兵衛

同所豊兵衛店
茂兵衛

此者其後名ニ為同屋之唱
御宿為御用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10　　ガラス使用

水理載前書厳ニ倒ニ上天保十三寅年九月二日
中渡

江川町喜八店

茅吉
卯三十四人

此者たゝ同茅吉又次郎伊ニ助喜十郎
後元方被ニ支出橋西廣小路ニ蔵ハ責

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

張小屋補理旅役者ハ集歌舞妓狂
云為彼ハ由右ニ市中ニ締方ハ趣意ニ
心願次第ニ付ニ場所ニ引拂

一 勘九郎ハ武十二人俄ハ上渡世程不被
猿若町ニ引移歌舞妓役者ハ弟子ニ
本成兼而吏ニ申渡ニ執原ニて心得

一 喜左衛門ハ七人俄兼而之員ハ橋書ニ水防
地成地ニ内支ニ橋東西ハ自今以後狂
云能ニ見世相差者ハ俄不本成習共
旨ニ心得地所貸渡方精ニて心附

橋若町ハ名ニ
如所ニ三所

右勘之所ニ於ニ相記ニ人ニ中渡ニ趣ニ出ニ申ニ候
庭元ニ異ニ後者ニも上ニ中通ニ形上渡ニ世留度ニ申ニ候
樣若所ノ列ニ若如ニ此ニ候

水牲越前守殿ニ伺ニ上天保十三寅年九月廿八日

中渡

九尾町
二葉町

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

右町

月行事ハ

其方ハ町内地先芝口ハ橋洗堰蔵口ニ相当ニ
奥猟被ルハその有之毎年波水ホシ前ハ
別而多人数発出右之内ニ付ニ待辨之ものも
発戦右洗堰之辺ハ此堰之方ハ入込ハ此ニ

再ニ原来踏留ニ云々御様不も出来ハ其付
今般此御復ハ 御付ハ当以来右御堰蔵
口ハ奥猟ニ発戦ハその有之町役人ハ相割
止ハ而も不相用ニ之ものハ為之ハ此ニ留ニ至月書
之書所ハ辨出ハ様ニ被

寅
九月

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

天保十三寅年十月二日水野越前守殿御渡

荒

此堀端ニ有之ハ去藏有之網屋ニ而新古とも
不殘取拂河岸地ニ有之ハ去藏有之網屋ニ而
朝ニ有形之候是亦冥加ニ是免也相應之

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

地代為差出ハ根ニ至り段俗相並網屋見出
兎角火焚不ニ紡麦床ガ採と張常住同根
之ニ其のも有之趣ニ相呼ハ早竟見ハ共刀
同心ニ至ル方等采故ニて有之ハ首以来
右根不ニ至締之俗変而難古成旨見廻ハ
網与刀同心ニ至ニ至締方能之中付若如何

之俗相呼ハ其当人ニ至り論見廻ハ与刀
同心ニも農室ニ有之旨ニ至中渡ハ
三分ニ頼而網之趣を以ニ九斗組与刀同心ニ
差遣取拂ハ場不見分為段ニ改正之
帰趣意厚く行届ハ根ニ仕ハ事

水野越前守殿ゟ伺之上天保十三寅年十一月二八日

申渡

芝三海町
七左衛門店
甚八後家
ちせ後見
平蔵

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

馬喰町武町月
太之清店
沽之清
妙之付代
幸之清

芝之鴻町
太鼎店
市之清

妙之付代
伊之清

三方俵世度琉球人来府之付古行列附諸家
諸諸之ゟ板木彫刻被し賣之度旨被出之間
芝吟味和平庵俵之松平大隅守屋敷之ゟ
出入被し殊之同人家来多茂被し通被し度旨

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

一

[illegible]

一

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10　　ガラス使用

一

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

相結所用人数庭之右入用市中大道養
想人数ハ割月来以処貸銀割若者ハ後ニいとひ
下養之ニ其の人数を源ニ以ハ其の者ニハ在割合方
不服仕之ニ其の事ニ趣ニ相変不持之ニ至ニハ業
若主者支死限月行事持場所ニ宮家若者ハ
入念ニ調ニ得意持大臣養屋ニ抱人抱下養
何人并裏屋ニ住居下養詩ニ得意持大臣養屋
方ハ

ニ庭ハ其の事ニ近不浅相庭ニ限兼而ニ調ニ
其組限大臣養屋之門世話詩ハ其の事ハ右人数
若兼書相渡一同自信不来之後ニ其ニ相精之
言調源人数ニ其ニ相言締方詩ニ正行之人
数割ニ在ハ撮言割合ハ相ニ詩ハ若班之来役
不勤之ニ其の事ニ支死若主者ハ世話詩ハ其の事
中之可訴出

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

元より表店住居ハ所相成分ニ以知会庫ニ
觸頭相勤ニ至之年ニ去御門家ヲ敵之ニ使者
旅宿ニ相成右ニ家ヲも相仕之殊ニ殺人ニ死下
呼出ニ觸ニ教諭筋ニ中吹ニ後ニも表家住居ニ而ハ
行届ニ織頭ハ
此由緒ニ以年来
南丸ニ此当札ニ敵之時是又表家ニ而ニ仕之方

元ニ而若支ニ由ニ以退ニ寺社奉行ニ及歎願
事実ニ無後筋ニ付陰陽師ニ門右ニ人并同職ニ而
南丸ニ此令ニ此用相勤ニ亦日来ニ支後ニ退而同家
相續人ニ極ニ之右ニ等ニ限ニ武家地ニ外市中
何ニ之場所ニ而も表店ニ借更勝手次第住居ニ
莊嚴向ニ之勝ニ後ニ外ニ未ハ兼而此獨ニ相
当ニ相寺社奉行所ニ而今般中勝ニ当右ニ相

所役人共相心相居ニ相聚ニ而通ニ
但月行事持之場所ニ寄居之者ニ而通
元元二巳年八月廿日

南小 小口年番
大法司所 勘解由
本所 早月
代 文左衛門

村松所 源 六
並法所 代 熱 七
青田所 代 小口衛門 勘解由
佐門所 嚴 助

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』 請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『触留』　請求記号 814-10

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『触留』　請求記号 814-10
ガラス使用